



～車の購入や、お子さまの学費などで資金を必要とする方へ～

松田町勤労者生活資金融資制度

松田町と中央労働金庫小田原支店が提携し、松田町に居住する勤労者の方（諸条件あり）に対して低利なローンを提供する制度です。ぜひご利用ください。
(令和8年4月1日時点)

適用金利※	返済期間
年 1.1%	7年以内
貸付限度額 150万円	

●自動車等

耐久消費財購入費

新車・中古車・バイクのほかピアノなど耐久消費財の購入費用



●教育費



入学金・授業料・受験料のほか、学用品購入費用、留学費用など

●新築費・増改築費

家屋の購入や、水回りの修理、内装・外壁改修などのリフォーム費

●自動車免許等技能習得費

自動車免許の取得など技能の取得に要する資金

◇保証：表示の金利に保証料が別途かかります

※その他費用：適用金利年2.3%、返済期間7年以内、貸付限度額150万円

例) 医療費・出産費（入院費・治療費のほか介護施設への入居費用など）

例) 冠婚葬祭費（披露宴、新居の住宅関連費用のほか葬儀費用、墓地の購入費用など）

対象となる方 町内に在住し、かつ事業所に雇用されている20歳以上の方で、独立の生計を営んでおり、その生計の主体者である方（この他諸条件があります）。

相談・お申し込み ご希望の方は、中央労働金庫小田原支店又は秦野支店にお問い合わせください。

中央労働金庫（営業時間：平日午前9時～午後3時）

小田原支店

■TEL0465 (24) 3322

■小田原市本町 2-1-23

秦野支店

■TEL0463 (82) 8311

■秦野市元町 5-3

◇本制度は、松田町（窓口：観光経済課 0465-83-1228）が中央労働金庫小田原支店に預託して実施しています。貸付総枠に達した時には、新規貸付を停止します。